



No. 84

発行人 神山 裕也
発行所・事務局一般社団法人千葉県社会福祉士会
〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港7-1
塚本千葉第5ビル3階
TEL 043-238-2866
Fax 043-238-2867
<http://www.cswchiba.com/>
E-mail: office@cswchiba.com

※ 点と線はメール配信でも読めます！

特集 孤立感による生きにくさ VS ソーシャルワーク



孤独とは・・・仲間や身寄りがなく、心の通じあう人がなく、ひとりぼっちで寂しいこと。

孤立とは・・・一つまたは一人だけ他から離れて、つながりや助けのないこと。

人はなぜ孤立してしまうのでしょうか？ なぜ孤立から抜け出せないのでしょうか？

年齢も、性別も、出身も、収入も、全ての人に分け隔てなく孤立は存在しています。

人ととの接点にソーシャルワーカーが介入した時、どんな変化が起こるのでしょう。

あなたは、今、孤立していませんか？

《特集》孤立感による生きにくさ VS ソーシャルワーク

- 2 I 病気を抱えて II ひきこもりの理由
- III 生活困窮の背景に IV 再犯の背景には
- V 介護の現場で VI 精神科からの退院
- VII 表現できない思い VIII 子どもの権利をまもる
- 6 TOPICS 高齢者虐待対応の後方支援
- 7 司法福祉
- 8 独立型社会福祉士委員会勉強会
- 9 三団体リレーコラム
- 10 社会福祉士のわ
- 11 二十周年を迎えて & 御なやみ処一休
- 12 事務局便り

特集 孤立感による生きにくさ

V/S ソーシャルワーク

「病気を抱えて」

孤立感による生きにくさ

内科の先生から呼ばれ、Aさん（六〇歳代・男性）と初めてお話をしたのは二年前の十二月のこと。

「肺癌が肝臓に転移している状態で、根本的な治療方法もなく、余命も月単位。ご親族に連絡を取つた方がいいでしよう」と、ご本人には非常に厳しい宣告がされた直後の面談でした。

ご本人によれば、Aさんの家族状況は「市内のアパートに一人暮らし。妻とは三〇年前に離婚していて、三〇歳代の子どもも二人いるが、離婚以来会っていない。兄弟は五人いるが、一つ上の姉に年に一度電話で連絡をする程度でほとんど交流がない」とのこと。

ソーシャルワーカーの想い

元妻にすぐさま手紙を送ると、後日電話があり、元妻と子ども二人で病院に来てくれるようになりました。Aさんが入院する部屋に入り、対面する瞬間の何とも言えない堅い雰囲気は今でも忘れられません。「ありがとうございます。こんなことがなかつたら会えなかつたよ」と言っていたAさんの病状は急激に悪化して、十日後お亡くなりになりました。

介入と支援

まず私は、両親の家探しと生活保護受給の支援をしました。同時に、両親の相談という名目でBさんを訪ね、少しづつ話す機会を増やしました。Bさんと関係が出来てくると、Bさんは「仕事を探し

ても見つからないし、家族と一緒に暮らしていくも孤独だつた」と

涙ながらに話してくれました。私がBさんの思いを両親に伝えると、親子の間で話し合いが行われました。その話し合いは両親が家を出

「ひきこもりの理由」

Bさん（四〇歳代・男性）は高校を中退し、数年前から働かず、

解するきっかけになつたそうです。そして、両親が家を出て間もなく、Bさんはスーパーのアルバイトが決まりました。

ソーシャルワーカーの想い

孤立感による生きにくさを抱えている方は「自分のことを誰にも理解してもらえない」ことが生きにくさの大きな要因であると思います。確かに、Bさんは両親が家を出ることで切迫感が生まれ、社会に出るきっかけになつたのだと

思います。しかし、Bさんが両親と話し合いを重ねる中で、自分の理解者を得ていつたことが「生きる力」になつたように思います。支援者は何も出来ないかもしれません。けれど理解者の一人にはなれるのかなと思っています。



面談の中でAさんは「長年会つてない二人の子どもに連絡を取りたい。

介入と支援

Aさんの人生の最期に患者と家族の交流のきっかけとなれたことは、「病院は別れだけでなく、出会いの場にもなるんだ！」と考えさせられた印象深い出来事で、今まで記憶に残っている経験です。

親子の間で話し合いが行われました。その話し合いは両親が家を出るまで何度も行われ、お互いを理

「生活困窮の背景に」

孤立感による生きにくさ

親族から、四〇歳代の C さんが二年以上自宅から出てこない状態で、仕事は十年以上前に辞め、生活資金も尽きているはずだから生活保護の申請をしてほしい、と相談が入る。親族からの申請は受理できるが、生活保護を開始するためには本人と会う必要がある。

関係機関と相談の結果、生命の危機も考えられるため、保健所職員の助言により両親の同意のもと警察立会いの上で室内に入つた。本人の顔は青白かったが命に別状はない。関係機関は安堵したが、C さんは両親に、「お前らのせいでこんな生活をせざるを得なくなつた」と罵声を浴びせた。

介入と支援

両親に退室いただき、本人に生活保護申請の意思を確認する。父による母への DV を見て育つたこと、成人してからも両親が過干渉であったことなど、誰にも言えなかつたことを語る。金銭的に苦しいが、生活保護を受けて立ち直れなかつたらどうするのか、生活保護の申請はしたくない、と C さんはいう。そこで「誰でも一生、生

活保護を受給したいとは思っていない。最低限の生活を保障するための金銭給付と本来対象者が持つている力で立ち直るために自立支援を行うことが目的である」と制度内容を何度も説明し、ようやく生活保護の申請に至つた。しかし、本人が生活保護から脱却できない不安に駆られていることに変わりはない。

まずは C さんの就労自立を図る

ため、ハローワークへ同行。しかし、求職活動を行つてもなかなか応募に至らない。応募に悩み「受かるはずのない求人に応募しても仕方がない、年齢的に厳しい、長所がない、一名枠の応募では雇用されるはずがない」と漏らす。C さんの自己肯定感の低さを感じた。

「再犯の背景には」

孤立感による生きにくさ

七〇歳代・男性 D さん。船員と

就労支援の効果が現れることなく半年が経過。ハローワーク職員とケースワーカーは、支援の中でどんな職業につき自分なりに生きるのか、という働く価値を見出せていないと気づいた。就労支援を継続しても C さんの中に潜む闇にアプローチできないという結論に至る。

ソーシャルワーカーの想い

その後、C さんが抱える過去の

闇に向き合い乗り越えられるよう、腹に頬から流れる涙。「病気じやない」その言葉の後には「本当は助けを欲しい」という心の叫びが潜んでいる気がした。しかし、今は助けを求めていない。C さんが必要性に気づくまで待つ必要もある、急がば回れ、今後も適度な距離で支援を続けたいと思っている。

アパートへ戻りたい」と語った。認知機能の低下が認められた。

介入と支援

矯正施設内で面接をした際、年



金振込通帳や印鑑は「アパートにある」と言っていたが、その後大家や関係者への聞き込みにより知人が長年管理し、少額のみ D さんに渡していたことが判明した。住居は朽ち果て倒れそうな木造借家であった。孤独な暮らしがうかがえた。市の高齢者福祉課、地域包括支援センター、特別養護老人ホームと連絡をとり合い、矯正施設入所中に要介護認定を行つた。

二度目の面接の際、通帳の件を

本人に確認したところ、「やっぱり

そうだったか。あいつは金に汚い

んだ」とつぶやき、施設入所を希望した。三度目の面接では特別養護老人ホームのパンフレットを持参し説明した。法テラスの弁護士に依頼し、知人が使い込んだ金と通帳を取り戻した。「ありがとよ」と喜んでくれた。出所してからアパートの片付けに行き、心の整理を済ませた。若い頃の自分の写真

と子どもたちの写真だけを大事に持ち帰った。二枚の写真を引き伸ばし、額に入れてプレゼントすることができた。故郷に近い特別養護老人ホームへ入居した。

ソーシャルワーカーの想い

再犯を繰り返す人の背後にある問題に介入できなければ矯正施設への出入りを止めるることはできない。「なぜ窃盗を繰り返すのか」ではなく、「何が起ころっているのか」というソーシャルワーカーとしての視点を大事にした。

介護の現場で

孤独感による生きにくさ

入所前は長男夫婦と孫一人と一緒に居っていた。要介護 3、認知症の八〇歳代女性 E さん。二五年ほど前に交通事故により両膝人工関節で可動域制限あり、杖歩行は不安定のため近位見守りが必要。脱抑制と判断力低下のため転倒の危険があつても外出を繰り返し転倒していた。易怒性あり。地方出身でなまりが強いため慣れないと聞き取りにくく、何回も聞き返すと馬

鹿にされたと感じ怒り出すことがある。施設入所により本人は家族に捨てられたと感じているようだ。

社交的なところもあり、他利用者とおしゃべりしている場面もよく見受けられるが、急に「馬鹿にして！」と怒り出すことが度々ある。

介入と支援

E さんは会つても忘れててしまうが長男と孫（小学生男子）の面会の頻度を増やしてもらい、海馬の記憶は厳しいが扁桃体の記憶に働きかけることにした。当日勤務の各職員の傾聴の頻度を増やし関係性の強化を図った。他利用者と口論になつた場合は、なぜ怒鳴ったのか必ず気持ちをたずねる。精神科の専門医受診を行い、処方薬の変更（減薬）となつた。

ソーシャルワーカーの想い

以上、職員との関係性強化と記憶のメカニズムに働きかけたこと。また専門医の調整をしたことにより怒り出すことが減り、孤独感、不安感の軽減を図ることができた

精神科からの退院

孤立感による生きにくさ

マンション、のちに分かったことだがゴミ屋敷、派遣社員で生活をしていた。洗濯していないスウェットの上下でフラフラとマンションの管理人室の前を歩いていると、しゃがれた声で「どうされました？」と声をかけられた。「え？ 別に。買い物です」と答えようとすると、膝からガクガクと崩れ落ちてその場に倒れた。それからようくわからないけど、目が覚めると病院のベッドの上だった。点滴だけで、拘束はされていない。起き上れるし、窓からの光も差している。「どこの病院かな？」しばらく水しか飲んでいない。病院のご飯がうまかった。それから間もなく、精神科病院に転院となつた。今回

は栄養失調で、誰にも迷惑をかけていない。きっとすぐに退院だろう。だってここは保護室ではなくて、開放病棟だから。十年前とは違うはず。

私が六〇歳代の F さんと初めて話した時に F さんの口から出た内

容です。

介入と支援

退院支援で自宅に外出。ドアを開けると、肩の高さまでゴミが積みあがっていました。収入ゼロ、貯金五〇万円、財産は両親から相続されたマンションの一室のみ。階下に水漏れ、周辺に異臭が立ちこめていました。ゴミの処分、リフォームをして、売りに出したらプラスマイナスゼロになり、「さて、これからどうしましようか？」と顔を見合わせて、なぜか二人でニヤッとしたことを見えていました。アパートの契約は「保証人なし、緊急連絡先あり」にて勘弁してもらい、「メシ、クソ、クスリ、あとゴミ」の確認に訪問看護を利用して生活をされています。

ソーシャルワーカーの想い

退院やサービス利用までは時間がかかり、サービスや人的支援をてんこ盛りにすることは本人が拒否されています。ただ時々、生活支援をしている私が孤独感を感じことがあります。

「表現できない思い」

「管理費の滞納がある。毎朝四時
に同じ服を着て立っている。認知
症ではないか?ライフラインは既
に止まり、家の中はゴミ屋敷にな
つているだろう」とマンション管
理人から情報がありGさんに介入
する。

介入と支援

状況確認のため訪問するが、「何も困っている」とはないと拒否。栄養状態悪く、筋力低下によるぶ

理、食事、不衛生な環境など生活全般に不安を抱える中で多機関にて検討を重ねた。医療受診からゴミの撤去、介護保険サービス導入、成年後見制度の利用に至った。ゴミ撤去は凄まじいものであったが部屋の片隅で悲しい表情をしていたのが忘れない。ゴキブリと共に存するゴミ屋敷の中にもたくさんの中の宝物が詰まっていたのである。サービス導入後も笑顔がない。以前は第一線で社会貢献してき

たのに、その時の私はどこにいるのだろう。

そんなGさんの心の叫びに気付いたのは某宗教団体の友人であつた。毎日隙間なく導入していたサービスを見直し、友人たちの支えに頼り、現在は最低限度のサービスで独居生活が成り立つていて、言葉に出ない心の訴えを感じ「本人が望む生活」と「安全に守る環境」とのギャップに心を埋め、孤立から笑顔を取り戻した事例であ

心が病気になり孤立感を感じても自分は病気ではない、困ったことはないと表現することが多い。しかしどこかで違和感やつらいというネガティブな感情を抱えていく。深層にあるものを引き出して支援につなげていくこと、言葉では表現できない思いを言語化、実現する手伝いをして真摯に耳を傾けることが重要ではないかと感じた。

「子どもの権利をまもる」 孤立感による生きにくさ

平成二二二年三月十一日、東日本大震災。その後、この家族は非正規雇用の父が仕事を失い、生活が困窮して一家で閉じこもり状態となつた。

父・母・二児の四人世帯で、母は専業主婦、二児のうち一人は療育手帳を持つ。通つていた療育機関は、交通費が負担できず中止。室内では暖房をつけずジャンパー

を着て過ごす。携帯電話が止まり連絡は取れない。

介入と支援

相談を受けた保健師が、生活保護を勧めると父は拒否し、以降は家庭訪問にも居留守、子どもの目視確認ができない状況が数週間続いた。

ソーシャルワーカーの想い

苦手で、近隣とのつながりは希薄であるが、関係機関とのかかわりは保ち、最近は父が保育所の愚痴をこぼすまでになった。思い込みの強い父に誤解をとくため何度も同じ話をしたかわからない。その都度、皆で口裏を合わせ、誰からも同じ話ができるよう努めた。かわつた皆が父を励まし、休まず保育所へ通うことができた上の子は、この春ピカピカの一年生にな

虐待通告も視野に関係機関で家庭訪問のローテーションを組み、手紙の投函に加え、民生委員に毎日の散歩がてら雨戸や電灯、洗濯物の様子を見てもらつた。

だつた。父が生活保護の申請をし
子ども達のふつらした顔を押し
で胸をなでおろした。それからは
保育所入所や療育機関への相談の
再開など、ひとつひとつ途切れた
糸をつなぎなおす。

TOPICS

高齢者虐待対応の後方支援

高齢者虐待対応専門職チーム

須田 仁

高齢者虐待の通報・相談件数は増加傾向にあり、千葉県も例外ではありません。『高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』では市町村に高齢者虐待対応の責任が明記され、地域包括支援センターは権利擁護事業として高齢者虐待に対応しています。その中で社会福祉士は「本人（被虐待者）」の権利を擁護するために日夜奮闘しています。具体的には初動期の対応として通報・相談があつた場合のご本人の安否確認や緊急性の判断、情報収集を行います。対応段階では一時保護するための関係機関との調整や、介護保険サービス利用調整、成年後見制度利用支援などを行っています。場合によつては養護者

（虐待者）支援を行うこともあります。社会福祉士は虐待者を見つけ出し罰するのではなく、ご本人の権利擁護を第一義に考えて対応します。

しかしながら、高齢者虐待対応は一筋縄ではいきません。養護者の苦情や拒否的態度などで現場対応を苦慮している事例も多いです。相談窓口で「訴えてやる！」と大声で言われたり、介護放棄（在宅介護に協力しないしサービスも利用させない、クレームを言って事業者を次々替えるなど）、年金搾取（一家の生計を年金が支えている、家族が遊興費に使つているかもしれない）などが顕著な支援困難事例です。

高齢者虐待対応でどうしたらよいのか逡巡してしたり助言をもらいたい場合などに、千葉県では高齢者虐待対応専門職チームの派遣を行っています。『千葉県高齢者虐待

対応市町村支援事業』として県内市町村高齢者虐待防止主管課および県内地域包括支援センターに対し

て専門職チームのメンバー（支援者）が助言等を行う事業です。支援

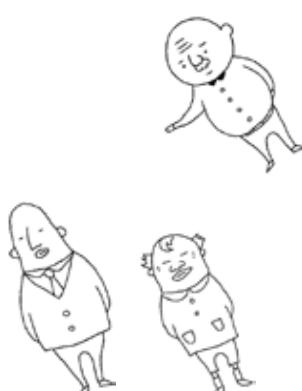
者として千葉県社会福祉士会所属の社会福祉士と千葉県弁護士会所属の弁護士がコンビを組んで支援するところが特徴です。本会の支援者は、高齢者虐待への対応について、専門研修を受講または高齢者虐待対応等の実務経験があり、専門職チーム派遣活動の趣旨を理解する社会福祉士を構成員としています。現

在十四名が登録しています。多くの支援者は日本社会福祉士会が実施している高齢者虐待対応アドバイザー研修や高齢者虐待対応標準研修のための講師予定者研修を修了しています。活動実績は平成二四年度では困難事例等相談が六件、講師等派遣が三件、その他一件です。平

成二五年度では十一月末現在、困難事例等相談が六件となっています。専門職チームが個別ケース会議に派遣される事例の特徴として、上

記のように養護者の対応に苦慮しているケースが多いことがあげられます。専門職チームは養護者の様々なプレッシャー等に屈しそうな現場職員に対して「ご本人を守るために必要な方策や援助方法」を助言または提案することを大切にしています。「大丈夫ですよ」と背中をそつと押してあげるようなイメージです。場合によつては叱咤激励もします。帳票を利用して、集めた情報を「見える化」したり、援助方法をアドバイスしています。またトラブルにならない対応はどのようにすれば良いのか、法的な面を弁護士に助言を求めています。

このように社会福祉士は、高齢者虐待対応専門職チームの一員として高齢者虐待対応の最前線において、市町村や地域包括支援センターの後方支援を行っています。



司法福祉

独立型社会福祉士委員会

司法福祉グループ

大浦 明美

点からの支援が重要視されている。それら全体を「司法福祉」とするならば、一部の福祉職での関わりでは支援に限界があり、福祉の各専門領域を越えて支援していく必要を痛感する。

平成二五年度の犯罪白書の統計によると、高齢者の犯罪検挙数は他の年齢層と異なり、著しく増加傾向にある。また、高齢犯罪者では特に窃盗の割合が高く、それも女性高齢者の万引きの割合が際立って高くなっている。高齢者の入所受刑者人員数も一貫して増加しており、再入所も増え続けている。このような高齢犯罪者の現状から、現在、刑事司法における課題があげられ、それらの福祉的解決が求められている。高齢犯罪者のみならず、精神障害等のある犯罪者・被疑者、あるいは被害者にも、さまざまな場面で福祉の観

さて、司法福祉の定義について、山口幸雄（二〇〇五）は、「国民の司法活用の権利を実質化し、司法を通じて、一定の社会問題の個別的・具体的緩和・解決を追求する政策とある。また、高齢犯罪者では特に司法福祉とは、司法の場における対象者の福祉的問題解決を図ることに焦点を当てた支援・福祉的アプローチであると言える。また、司法福祉分野は、少年司法、更生保護、児童福祉、家事審判、刑事司法、被害者援護、法律扶助、社会福祉、学校教育と広範囲であり、それぞれの分野で福祉実践の蓄積を見ることができる。それは、社会福祉士の職域

ているとも言えるだろう。

その一連の流れとして、二〇〇七年、社会福祉士養成課程に「更生保護制度」が科目として取り上げられ、更生保護施設が実習指定施設となつたことがあげられる。それと並行し、日本社会福祉士会ではリーガルソーシャルワーカーと更生保護や矯正の分野での専門的な研修が行われている。そして、法務省では、更生保護施設に実践力を持つた社会福祉士等の専門スタッフを配置し始め、厚生労働省では、刑務所からの出所者を福祉サービスへつなぐことを主な目的として、地域生活定着支援センター（社会福祉士の職員を含む）を全国に設置している。司法の場における被疑者・犯罪者・刑余者等・被害者の権利を擁護するため、社会福祉士の専門的知識と実践力が、これまで以上に必要とされてきていることは明らかである。

この現状を踏まえ、独立型社会福祉士委員会内の司法福祉グループでは、昨年五月から八月に司法福祉連続研修会（五回）を開催した。この研修は、分野共通（分野専門／地域社会・多文化分野／ソーシャルワーカー機能別科目群）一単位の研修として、認定社会福祉士認証・認定機能の定める基準に適合しており認証を受けている。研修内容は、概論的テーマによる五回のシリーズで、①累犯障害者等と被害者支援、②司法福祉に関する基礎知識（ソーシャルワーカーの視点）、③障害者への取扱い、④少年犯罪、⑤刑事司法と福祉、⑥福祉支援の実際（入口支援・出口支援）であり、参加者は調べ時の支援・少年犯罪、④刑事司法と福祉、⑤福祉支援の実際（入口支援・出口支援）であり、参加者は熱心に聴講していた。司法福祉グループでは、今後も司法福祉に関する情報を発信していくたいと考えている。

独立型社会福祉士委員会勉強会

“思いはカタチを得ることで社会化される”こんな言葉を聞いたことがありますか？

“利用者本位のケアプランを作りたいけど、今の勤務先では無理（涙）。

自分で事業所を立ち上げたい！”という思いを実現するには、何らかの法人格を有する居宅介護支援事業所としてのカタチを整える必要があります。では、そのための手続きはどうすれば良いのか？独立して生活できるんだろうか？利潤追求に走っていないか？



第1回勉強会の様子

このようないい問題や悩みを抱えつ独立開業を志す、又は現に独立開

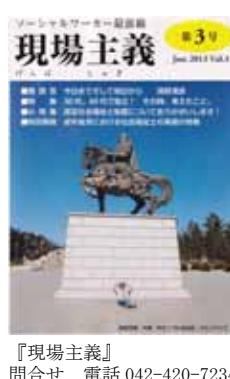
業している社会福祉士を支援するため、独立型社会福祉士委員会では今年度三回の勉強会を企画しました。

第一回、十月十九日の講演会の講師には、ソーシャルワーカー最前线を標榜する雑誌『現場主義』編集部代表の宮秋道男氏を迎え、十三人が受講しました。

社会福祉士は、本来、自律性の高い専門職であり、「倫理綱領」では、それを前提に、クライエントとの関係、機関や行政・社会との関係、自らの責務を謳い上げている。しかし、その実態はどうだろうか。『現場主義』は、このような自問自答の中から、同じような思いを抱く人々のつながりの中から生まれました。千葉県の社会福祉士の方々は、どのような自問自答をしてらっしゃるのか？”と熱く語ってくださいました。受講者からは、“自身の仕事を振り返るきっかけになった”“事務処理としての仕事に陥っていた”“現場主義という理念に情熱を感じた”などの感想が寄せられました。

第二回は、十二月二二日開催の「開業支援セミナー」独立型社会

第三回勉強会は、二月十五日にまつていて独立型で何ができるのか良く分かった”といった反応がありました。



『現場主義』
問合せ 電話 042-420-7234

独立型社会福祉士委員会では、委員会メンバーとして勉強会などの企画・運営に携わってくださる方を求めていきます。詳しくは、千葉県社会福祉士事務局までお問い合わせください。



第2回勉強会の様子

第三回勉強会は、二月十五日にまつていて独立型で何ができるのか良く分かった”といった反応がありました。

「シンポジウム、ベテラン・中堅・新人それぞれの活動の振り返り」を開催します（原稿執筆時十二月二七日での予定）。経験年数や業態の違う三人の社会福祉士の独立開業個人。法人格取得？」。社会福祉士、行政書士として開業される土井義昭氏に講師を依頼しました。受講者は二人に達し、「法人等勤務だが、独立開業を思案準備中→8」「個人事業だが法人化を検討・準備中→2」「NPO設立準備中・NPO法人理事長・異業種からの参入検討中・学生など→10」と広い関心が寄せられ、会員外の方も四人、遠くは神奈川県南足柄市の方も参加されました。ケアマネや商社営業マンなどの職務経験、成年後見制度・介護事業立ち上げ・法人設立支援など講師の豊富な専門知識と業務体験、そして何より後進を思いやる熱意溢れる講義に、受講者からは“自分の専門性にもとづいて独立開業”という一言に賛成”“他の事業との連携の大切さが良く分かった”“実務家としての実情や本音の話が聞けた”“資格未取得だ

三団体リレー コラム

悩み続けられる専門職に 松戸市障害福祉課

磯邊
麻美

麻
美

社会福祉士として社会に出て、この春で丸六年が経とうとしています。高齢者支援から障害者支援という新たな業務に就き、さまざまな価値観や生活実態に直面する中で、自分が置かれている立場や役割を意識すると同時に、地域に出てチームで仕事をしていくという重要さをひしひしと感じる毎日です。

職場では、連携という言葉があちらこちらで飛び交っていて、それは私自身も当たり前のようになります。が、先日の三団体合同研修会で、連携に対する自身の中の『?』に気づくきっかけをいたしました。結論から言えば、自分が行っているケースワーカーが本当に連携のとれた支援になつているかは、正直なところ自信がないのが現状

社会人一年目の頃の私は、周囲の専門職との繋がりをほんとんど持てないまま、ただがむしやらに、必死で知識を補いながらケーブルワークを行っていました。その中で、地域に出て、地域の方々と手を繋いでいくといふ事の大切さを肌で感じて、ご本人にとつて何が必要なのか悩みながら、何を必要なのか悩みながら、そこには辿り着きたいという気持ちでいっぱいだつたように思います。

ただ、時が経つにつれて、自分の中でも何となく“慣れ”という感覚が生まれてきて、『繋がりやすさ』のようなものを探めていたように思えます。今、連携という言葉の意味と向き合って見えてきたものは、これまで自分がやつてきた連携が、支援者のための連携になつていなかつたか？仕事のやりやすさという部分に主眼を置いてしまつていなかつたか？という、なんとも情けない自分自身への問い合わせます。スマーズに話し合いが進む担当者会議、互いの立場が傷つかないような着地点を見

出せる調整、そんな一見收まりの良いケースワーカーを行えることが、良い連携の証拠なのだと、どこか履き違えている部分が自分の中に生まれていました。

役割の押し付け合いではなく、反対に馴れ合いでもなく、支援者の中での意見の相違に真摯に向き合つて、本人の意思を汲み取つて本人の立場に立つたケースワーカーが本当に出来てゐるか模索しながら、共通の目標に向かつて議論し続けられることが、専門職としての連携であり、専門性だと感じます。

そのためには、相手の立場や職務・役割を知るという作業から、支援方針について根気良く話し合いを重ねていくという作業まで、きっと時間も労力も、悪く言えば煩わしくさえ思えることにも、粘り強く丁寧に取り組んでいくことが不可欠で、それが自分に求められている課題であり、高めていくべき技術だと思いまます。

全てはご本人の最善の利益に繋がる重要な過程なんだと



いう事を忘れずに、迷った時には立ち止まって、振り返つて、葛藤して。良い意味で悩み続けていきたいです。

社会福祉士のわ

社会福祉士六年目

千葉市社会福祉事業団

甲賀亜紀子

前回の押元さんから、「社会福祉士のわ」をバトンタッチさせていた
だいた甲賀です。甲賀という名字は珍しく、初対面の方には「おうがさん? こがさん?」などと聞き返されることが多い名前です。しかし、一度覚えていただと、インパクトの強い名前です。しかも、忍者を連想し、そこから話が弾んでいくこともあり、そんな時は「名前得だな」と感じております。

基礎研修はⅠ～Ⅲまであり、三年かけて勉強していきます。平成二四年度から始まり、基礎研修Ⅰの開催は今年で二回目、基礎研修Ⅱは今年初めての開催となりました。二年間受講しての感想を、この場を借りて述べさせていただければと思います。

社会福祉士は、業務独占ではなく名称独占であり、資格を取得したからといって翌日から何かが変わるということはありません。それよりも、自分が社会福祉士と名乗る働きをしておりました。この基礎研修を感じておりました。この基礎研修を受けることで新しい発見をし、今後に生かせればという思いで受講しました。社会福祉士の受験の際もたくさん勉強をしましたが、基礎研修Ⅱの受講と千葉市緑区地域集会を通じて初めてお会いしました。基礎研修では県内の社会福祉士の方と、地域集会では近くで働いている社会福祉士の方と知り合うことがで

まつたように思います。

基礎研修はⅠ～Ⅲまであり、三年かけて勉強していきます。平成二四

年度から始まり、基礎研修Ⅰの開催は今年で二回目、基礎研修Ⅱは今年初めての開催となりました。二年間受講しての感想を、この場を借りて述べさせていただければと思います。

私は、社会・時代の変化の中で働く仕事だと思います。そして、一人では決してできない仕事だと思います。支援を必要とする方の背景には、家族や知人等たくさんの人や、

生い立ちや現状等取り巻く環境が

あります。その事を敏感にキャッチし、個々の背景を土台としてその方

の人生に寄り添つていけるような

支援ができる社会福祉士でありた

いと思います。このように思いを整理できたのも、基礎研修に参加した

からでした。まだ経験の浅い社会福

祉士の方には特にお勧めします。



押元さんとは、同じ緑区に在勤をしていましたが、昨年度に基礎研修Ⅱの受講と千葉市緑区地域集会を通じて初めてお会いしました。基礎研修では県内の社会福祉士の方と、地域集会では近くで働いている社会福祉士の方と知り合うことがで

き、昨年度は自分で考え、皆で討議することで、社会福祉士の専門性を身に付けるのだと想到了。これは一人では

できない事です。

よく、「社会福祉士って何?」と聞かれます。

私は、社会・時代の変化の中で働く仕事だと思います。そして、一人

では決してできない仕事だと思います。支援を必要とする方の背景には、

家族や知人等たくさんの人や、

生い立ちや現状等取り巻く環境が

あります。その事を敏感にキャッチし、個々の背景を土台としてその方

の人生に寄り添つていけるような

支援ができる社会福祉士でありた

いと思います。このように思いを整理できたのも、基礎研修に参加した

からでした。まだ経験の浅い社会福

祉士の方には特にお勧めします。



二十周年を迎えて

神山 裕也

一九九三年四月に発足した千葉県社会福祉士会は、設立当初から多くの皆様に支えられながら設立二十周年を迎えることができました。

ここに深く感謝申し上げます。同級生にはJリーグ、レインボーブリッジ、あまちゃんの能年玲奈さん、きりーぱみゅばみゅさんがまして、設立の一九九三年には五十五年体制が崩壊し、冷夏の影響でタイなどから米の輸入をしたのもこの年だとか。なかなか一言では言い表せない時の流れを経ているということが、点と線を読んでくださっている方々にもご理解いただけています。

思えば私自身は高校二年生あたり。部活と野球観戦に明け暮れ、将来的ことなど何も考えていないかった時期です。進路指導の先生から初めて「ソーシャルワーカー」という言葉を聞いたのがちょうどこの頃でした。今思えば、人生における大きなターニング・ポイントになったわけです。

十六人の設立準備会からスター

トした千葉県社会福祉士会は今年、千三百人の会員を抱える大所帯となりました。時代の流れとともに社会福祉士の活躍するフィールドも広がり、毎年多くの新入会会員を迎えるながら、その姿を年々変えて今があります。資格取得時には千葉県社会福祉士会が法人として存在して

いたという会員も多いはずです。しかしながらその源流と言うべきものは、十六人の設立準備会の時から何ら変わっていないはずです。それは何でしょうか。私たちは、千葉県社会福祉士会を設立した熱意、意味について、今一度知る必要があるのではないか。この会のレジエンドが描いた地図を、もう一度紐解きましょう。

「このまま世間から取り残されていくのでは?」という漠然とした不安もあります。社会人としての向上心の欲求と家庭のなかでの役割、立場の狭間で揺れるなか、どのような気持ちで折り合いをつけていけばよろしいか助言賜りたく存じます。

まずは、ズームをうんと引いて望遠で御自分の人生を眺めてみてください。

手取り足取り子育てをする時期はどのくらいあるでしょう?

次に、これから三年の生活での優先順位を考えみてください。自分の生活の「見立て」(支援計画作成)をしてみると

三年間、子育て・仕事・家事・社会福祉士会の活動など自分の時間の使い方のパーセンテージ(優先順位)を考え、パートナーと共有し、お互いに覚悟をしちゃうというのはどうでしょう。

三年は、子育て優先。急な飲み会の誘いや社会福祉士会の動員があつても、

まずは、子育てを優先(ここで覚悟がものを言います)。ただし、それに縛られ

のではなく、余裕があれば、次の選択肢を(覚悟がない場合はNGです)。

また、年に一回くらいは、専門職として時間を使うことも。仲間との飲み会でも研修でもOK。そして、パートナーに同様のご配慮も忘れずに。

私たち社会福祉士の仕事は、「生活」に寄り添うことから始まりますが、子育て中は、子どもを通じて様々なひとの「生活」に触れる機会を得る時です。子どもと一緒に生き直し、自分の「生活」を見直せる時期でもあります。視点を変えて「社会福祉士」としての幅を広げるチャンスと捉えてはいかがでしょう。どれかを諦めるのではなく、(未練、後悔になりますから)軸を決めた中でパートナーと協力しながら時間を有効に使ってください(実は、この時期は時間との闘いなのです)。三年で子どもは成長し、新たな見立てが必要になるはず。欲張り設計で寝ている暇はありませんが、三十代は頑張れます!

相談者 W 氏 三十代

御なやみ処 一休

事務局便り

「今日、花粉が飛んでいるね…」という会話により（恥ずかしながら）、春がきたなあ。と感じております（画期的な治療法が待ち遠しいですね）。さて設立二十周年記念式典も終了し、また、一般社団法人へ移行をしてから最初の年度末（決算）を迎えます。新しい事務処理対応も始まり、ご迷惑をお掛けしたかと存じますが、新しい年度もどうぞよろしくお願ひ致します。

研修等・行事のお知らせ

○平成 26 年 3 月 16 日（日） ばあとなあ千葉全体会議（開催終了）

○平成 26 年 3 月 22 日（土） 共通基盤研修（開催終了）

○平成 26 年 4 月 14 日（月） 平成 26 年度、年会費引き落とし

○平成 26 年 6 月 14 日（土） 第 2 回 定時総会開催

☆その他：基礎研修Ⅰ、成年後見人養成研修の受講者募集→4 月開始予定

※研修等が新に決定した際にはホームページに随時掲載致します。是非チェックしてください。

千葉県社会福祉士会ホームページ：<http://www.cswchiba.com/>

会員の皆様へお願い

お名前・ご住所・電話 FAX 番号・お勤め先等が変更となった場合、変更届の提出が必要です。入会時と変更がある場合は、お早めに手続きをお願いいたします。

※変更届は日本社会福祉士会ホームページの会員専用ページ「事務諸手続きについてのご案内」からダウンロードが可能です。

当会は会員管理を日本社会福祉士会へ委託しております。よって下記へご連絡頂いた変更内容は月末にとりまとめ、日本社会福祉士会から千葉県社会福祉士会へ届きます（タイムラグが生じます）。尚、ばあとなあ登録員の方は「名簿内容変更申請書」と別に変更届が必要となります。

【提出先：社団法人 日本社会福祉士会 事務局】

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2 階 TEL 03-3355-6541/FAX 03-3355-6543

お知らせ

○社会福祉士会のロゴ入り名刺をご入用の方

日本社会福祉士会にて取り扱いをしています（有料）。ぜひご活用ください。

○千葉県社会福祉士会のパンフレットをリニューアルいたしました。在庫管理のため、

基本的に『お会いしてお渡しする』という形となります。ぜひ一度ご来会くださいませ。

ようこそ！千葉県社会福祉士会へ

氏名	居住地	勤務先	氏名	居住地	勤務先
大井雅史	野田市	大井さくら社会福祉事務所	柳田月美		東葛病院医療福祉相談室
荒川ルリ子	松戸市	介護老人保健施設しんかま			

※正会員登録書「点と線掲載の可否」の項目で、可に○を頂いている方のみ掲載しております。（順不同・敬称省略）

平成 26 年 1 月末現在の会員数

正会員 1,310 名、 準会員 5 名、 賛助会員 5 名	合計 1,320 名
--------------------------------	------------